

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令及び金融商品の販売等に関する法律施行令の一部を改正する  
政令案要綱

第一 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正

独立行政法人住宅金融支援機構の業務のうち独立行政法人住宅金融支援機構法第十六条第一項の規定により一定の金融機関に委託することができる業務の範囲を改めるものとする。 (第七条関係)

第二 金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正

金融商品の販売等に関する法律第三条第一項第四号に規定する政令で定める契約から、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二十条第一項に規定する保険に係る契約を除くものとする。 (第三条関係)

第三 附則

この政令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。 (附則関係)